

人の健康に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定について

資料5-3

II. 2 (ア)への該当性を検討する物質

種別	番号	名称	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度	一般 毒性	生殖発生 毒性	変異原 性	発がん 性	備考
CAS	1313-27-5	三酸化モリブデン	4	2	中	2		外	2	
CAS	1333-86-4	カーボンブラック	4	2	中				2	
CAS	98-00-0	フルフリルアルコール	4	2	中				2	平成23年審議済み
CAS	1309-64-4	三酸化ニアンチモン	4	2	中				2	
CAS	12070-12-1	炭化タングステン	4	2	中				2	
CAS	98-01-1	フルフラール	4	2	中	2		4	2	平成23年審議済み
旧二監	679	ブタン-2-オン=オキシム	4	2	中	3		外	2	
旧二監	429	デカブロモジフェニルエーテル	4	2	中	2			2	
旧二監/三監	421/211	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)	4	2	中	3			2	
MITI	9-1735	クレオソート油	4	2	中				2	

II. 2 (イ)への該当性を検討する物質

(暴露クラスが4で、有害性評価値が0.0005以下の物質及び資料5-2において不確実性に関する係数を適用した場合に0.0005以下となる物質)
(今回収集した情報中では、該当無し)

II. 2 (ウ)への該当性を検討する必要があると考えられる物質

(今回収集した情報中では、該当無し)